

## 幕別町小規模修繕契約希望者登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、幕別町が発注する小規模な修繕(以下「小規模修繕」という。)の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設け、積極的に活用することによって町内事業者の受注機会を拡大し、もって町内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (登録資格)

第2条 この要領に基づき登録できる者は、幕別町内に主たる事業所を有する法人又は幕別町に住所を有する個人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 建設工事又は物品・役務の競争入札参加資格を得ている者(以下「入札参加資格者」という。)
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 町税を滞納している者

### (登録申請の方法)

第3条 登録申請をする者は、幕別町小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。第5条の規定により更新された登録期間において引き続き登録を希望する場合も同様とする。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の住民票抄本及び身分証明書
- (2) 資格、許可等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証、許可証等の写し
- (3) 納税証明書(町税)

### (登録申請の受付及び登録)

第4条 登録申請の受付は、随時受付するものとし、登録申請があったときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、毎月20日(その日が幕別町の休日を定める条例(平成2年条例第37号)第1条第1項に規定する幕別町の休日に当たるときは、その前日とする。)までに受付したものについて、翌月の初日から、幕別町小規模修繕契約希望者登録名簿(様式第2号。以下「名簿」という。)に登録する。

2 登録申請の受付事務は、総務部総務課が行う。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、平成20年8月1日から起算して2年間とし、その後、2年ごとに新たに申請を受付し登録するものとする。

(名簿の取扱い)

第6条 名簿は、庁内に公開し、該当する契約に係る事業者の選定資料とする。ただし、入札参加資格者の選定を妨げるものではない。

2 名簿は、契約制度の公平及び透明性を図る上から、一般の閲覧に供するものとする。

(対象となる契約)

第7条 対象となる契約は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が30万未満のものとする。

(契約書の省略)

第8条 名簿に記載された者(以下「登録者」という。)と契約するときは、契約書の作成は、幕別町財務規則(昭和63年規則第15号。以下「規則」という。)第101条の規定に基づき、省略する。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、規則第102条第3項第6号の規定に基づき、納付を免除する。

(登録事項の変更等)

第10条 登録者は、申請事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やか

に幕別町小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第3号）を提出しなければならない。

（登録の取消し）

第11条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、名簿から抹消することができるものとする。

- （1） 第2条の登録資格に該当しなくなったとき。
- （2） 倒産又は破産したとき。
- （3） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）  
刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令の規定に違反する行為を行うなど  
不正又は不誠実な行為があったとき。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。